

不登校支援に係るメタバース構築及び運用支援委託業務 仕様書

1. 目的

本市では、不登校支援の取組の1つとして教育支援教室の設置を行っている。本業務では、この教育支援教室にオンライン上の仮想空間（以下「メタバース」という。）を構築・導入することで、教育支援教室に登室が難しい子どもたちに対しても他者と繋がりを持つ機会を創出し、社会的自立の支援を行うことを目的とする。

2. 契約期間

令和6年7月1日から令和7年3月31日まで

3. 業務内容

下記に示すメタバース製品を条件のとおり構築して導入した上で、支援員を配置し、児童・生徒及び職員に適切な運用支援を行うこと。

(1)導入する製品

富士ソフト株式会社 FAM campus （同等品可）

※なお、同等品とは、最低限下記の条件を満たすものであり、入札参加希望事業者は質問期間において導入予定製品に関する確認を行うこと。但し、下記の条件を満たしていた場合でも、製品を精査したうえで却下される場合がある。

〈条件〉

①動作環境

- ・本市が GIGA スクール構想に基づいて導入している端末において、スムーズな動作が保証されていること。
〈小学校〉 iPad 第7～9世代(Safari)
〈中学校〉 Windows Dynabook K50(Windows10)
または Arrows Tab Q5010/EEG(Microsoft Edge)
- ・2D空間であること。
- ・不要な広告等が一切でないこと。

②空間機能

- ・空間内において、マウスやタッチパネルを用いた操作によるアバターの移動が可能であること。
- ・アバター同士のチャット、音声通話及びビデオ通話が可能であること。これらの内容は当事者以外に公開されない仕様であること。但し、チャットの内容について

は、管理者アカウントから確認できるようにすること。

- ・管理者アカウントから一斉にメッセージ送信できる機能があること。
- ・パブリック空間とは別に、管理者が入室制限をかけることができるプライベート空間を設けること。
- ・空間上で WEB 会議システム（Microsoft Teams 等）が使用可能であること。

③管理機能

- ・アカウントの発行、削除、また空間の入室制限等の管理を本市の管理者が行うことができること。
- ・最低 150 アカウントを同時発行でき、また最低 50 名の同時接続が可能であること。
- ・管理者がログイン可能時間帯を設定でき、指定時間に利用者の強制ログアウトが可能であること。

(2)運用支援

①オンライン支援員の配置

- ・空間全体の運営をサポートするオンライン支援員を配置し、利用者への操作方法の説明や教職員の運営補佐を行うこと。
- ・配置時間は契約期間の中で計 90 時間程度とし、配置日や配置頻度については、本市との協議のうえ決定すること。
- ・児童生徒同士のトラブルやその他緊急的に報告が必要な事態が発生した際には、本市に速やかに報告する体制を整えること。

②リアルタイムオンライン授業の実施

- ・空間の中で Microsoft Teams を用いたオンライン授業を実施すること。
- ・授業は、原則週 1 回(30 分～45 分程度)を想定しているが、具体的な実施日、実施頻度、実施内容については、本市と改めて協議の機会を設け、決定すること。

③職員への支援

- ・サポートデスクを設け、平日午前 9 時から午後 5 時の間で、使用方法やシステムの不具合等に対応できる体制を整えること。
- ・別途初期導入時には職員向けに研修を行い、運用サポートを行うこと。

4. 契約に関する要件

(1) 成果物

①本システム構築終了時に提出するもの

- ・システム設計書
- ・システム操作マニュアル

②業務期間中に提出するもの

(ア) 業務完了報告書（月次）

- ・毎月月末に、アカウントの発行数、ログイン時間、運用支援に係る問い合わせ内容等の詳細を記載した報告書を提出すること。（データ可）

(イ) 秘密保持に関する誓約書

- ・オンライン支援員、授業者を含め、本業務において個人情報を取り扱う者の名簿及び、誓約書を提出すること。様式は本市が指定する。

(ウ) 業務完了報告書（年次）

(2) 支払いについて

- ・支払い方法については別途本市と協議の上決定すること。なお、ビデオ通話を長時間行った等による、金額の変動は認めず、仕様書の条件において想定される利用を見込んだうえで金額を設定すること。
- ・本市は適切な請求書を受理してから 30 日以内に支払いを行う。

(3) 個人情報保護及び機密保持

- ・「吹田市個人情報保護条例」、「吹田市教育情報セキュリティポリシー」を遵守し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護の対策を講じること。
- ・本業務にて個人情報を取り扱う従事者全員の作業別名簿及び秘密保持に関する誓約書を本市に提出すること。
- ・業務上知り得た情報の持ち出し、目的外利用、第三者への開示及び譲渡等は一切行わないこと。契約満了後及び契約の解除においても同様とする。

(4) 著作権

- ・上記 4 (1) に記載の成果物に関する著作権等一切の権利は、本市に帰属するものとする。なお、本システムのライセンスに関しての予め著作権を有している場合については、その限りではない。
- ・成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、受託者は当該著作権の使用に関する負担を含む一切の手続きを行い、第三者の著作権その他の権利を侵害していないこと。

(5) スケジュール

構築については、8月中旬までの完了を目安とし、2学期から本格運用を行うこととする。具体的な日程については別途本市と調整を行う。

令和6年度								
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
構築		運用支援						

(6) その他

- ・委託業務の一部を第三者に委託するときは、本市の指定する再委託申請書を提出すること。なお、再々委託については一切認めない。
- ・業務における事故等が発生したときには、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処置対策等を本市に報告すること。
- ・この仕様書に記載のない事項であっても、業務履行上当然必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。
- ・その他、本業務に定めのない事例及び疑義が生じた時は、双方は誠意を持って協議の上定めること。